

議事日程 (第3号)

令和元年 9月 6日 午前10時00分開議

- 日程第 1 認定第 1 号 平成30年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成30年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成30年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成30年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成30年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 平成30年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 平成30年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 平成30年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第10 認定第10号 平成30年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第1～日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第37号議案 令和元年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第12 第38号議案 令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)
- 日程第13 第39号議案 令和元年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
(日程第11～日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 第40号議案 中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第41号議案 中間市職員定数条例等の一部を改正する条例
- 日程第16 第42号議案 中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例

- 日程第17 第43号議案 中間市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 第44号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第19 第45号議案 中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 第46号議案 中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第21 第47号議案 中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第22 第48号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第23 第49号議案 中間市消防団条例の一部を改正する条例
(日程第14～日程第23 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第24 第50号議案 中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第25 第51号議案 中間市森林環境譲与税基金条例
(日程第24～日程第25 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第26 第52号議案 中間市道路線の廃止について
- 日程第27 第53号議案 中間市道路線の変更について
(日程第26～日程第27 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第28 意見書案 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書
第9号
- 日程第29 意見書案 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める
第10号 意見書
(日程第28～日程第29 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第30 意見書案 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を
第11号 求める意見書
(日程第30 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第31 意見書案 日米地位協定の抜本改定を求める意見書
第12号
(日程第31 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第32 意見書案 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を
第13号 求める意見書
(日程第32 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第33 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1 番 植本 種實君	2 番 小林 信一君
3 番 堀田 克也君	4 番 柴田 芳信君
5 番 田口 澄雄君	6 番 田中多輝子君
7 番 掛田るみ子君	9 番 中尾 淳子君
10 番 山本 慎悟君	11 番 安田 明美君
12 番 梅澤 恭徳君	13 番 柴田 広辞君
14 番 中野 勝寛君	15 番 井上 太一君
16 番 下川 俊秀君	

欠席議員（1名）

8 番 草場 満彦君

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 福田 浩君	副市長 …………… 白尾 啓介君
教育長 …………… 片平 慎一君	総務部長 …………… 園田 孝君
市長公室長 …………… 田中 英敏君	市民部長 …………… 安徳 保君
保健福祉部長 …………… 船津喜久男君	建設産業部長 …………… 藤田 宜久君
環境上下水道部長 ……………	井上 一君
教育部長 …………… 佐伯 道雄君	市立病院事務長 …… 貞末 孝光君
消防長 …………… 三船 時彦君	総務課長 …………… 後藤 謙治君
財政課長 …………… 蔵元 洋一君	企画政策課長 …………… 濱田 学君
安全安心まちづくり課長 ……………	石井 浩司君
人権男女共同参画課長 ……………	大庭 省二君
健康増進課長 …………… 岩河内弘子君	こども未来課長 …… 平川 佳子君
介護保険課長 …………… 冷牟田 均君	都市計画課長 …………… 白石 和也君
建設課長 …………… 原口 憲一君	下水道課長 …………… 高田洋次郎君
市立病院課長 …………… 末廣 勝彦君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 拓生君 書 記 谷山 隆二君

書 記 志垣 憲一君

書 記 石田 花野君

午前10時00分開議

○議長（下川 俊秀君）

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 認定第 1号

日程第 2. 認定第 2号

日程第 3. 認定第 3号

日程第 4. 認定第 4号

日程第 5. 認定第 5号

日程第 6. 認定第 6号

日程第 7. 認定第 7号

日程第 8. 認定第 8号

日程第 9. 認定第 9号

日程第10. 認定第10号

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、認定第1号から日程第10、認定第10号までの平成30年度各会計決算認定10件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分及び認定第6号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、認定第1号平成30年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、歳入歳出差引額は4億1,910万円の黒字決算となっております。また、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支については4億1,810万円の黒字、単年度収支においては4,860万円の黒字となっております。

まず、歳入に関しましては、地方交付税の収入済額は52億2,110万円で、前年度と比較して7,310万円、率にして1.4%の減額となっております。地方交付税を補完している臨時財政対策債の借入額は4億8,980万円で、前年度と比較して850万円、率にして1.7%の減額となっております。地方消費税交付金の収入済額は6億7,420万円で、前年度と比較して370万円、率にして0.6%の増額となっております。また、

ふるさと納税を含む寄附金の収入済額は5億4,240万円で、前年度と比較して1億9,230万円の増額となっております。なお、市債の借入額は7億3,590万円で、前年度と比較して3億8,990万円、率にして34.6%の減額となっております。

次に、歳出に関しましては、嘱託職員、非常勤職員の雇用の増加等により、前年度と比較して4,790万円の増額となっております。また、公債費は前年度と比較して3,990万円の増額となっております。

平成30年度末における普通会計の基金残高は、前年度から6億6,550万円と大幅に減額して14億5,290万円となっております。

また、地方債残高は、前年度から11億7,600万円減額して116億1,590万円となっており、平成17年度から14年連続の減少となっております。

主な財政指標でございますが、資金繰りの危険度を示す実質公債費比率は前年度から0.1ポイント悪化して14.7%に、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率は9.4ポイント改善して60.7%に、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は0.9ポイント上昇して99.4%となっております。

討論において、「ふるさと納税の税収に依存しすぎないような対応を求める」、「他人と競争させた結果で査定をするような人事評価制度は廃止するよう求める」、「学校給食について、安定した質の高い給食を続けるために直営方式を全体に広めてほしい」との意見がありました。

次に、認定第6号平成30年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成30年度も新たな用地の取得はなく、収入支出ともに生じておりません。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第1号は賛成多数で、認定第6号は全員賛成で原案どおり認定すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに認定第2号、認定第3号、認定第7号、認定第8号及び認定第10号の各会計歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、認定第1号平成30年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、歳入については、市税収入決算額40億600万円で、前年度と比べ180万円

の増収となっております。

その主な要因として、市民税における所得水準が向上し、個人市民税が3,560万円増収となっており、徴収率についても前年度の96.18%から0.71%上昇し96.89%となっております。

次に、歳出については、民生費の決算額83億8,850万円で、前年度と比べ3,380万円の減額となっております。

項目別では、社会福祉費の主なものは、特別会計国民健康保険事業繰出金5億3,260万円、後期高齢者医療制度の法定負担金6億6,320万円、介護保険事業特別会計繰出金7億3,080万円となっております。

次に、児童福祉費の主なものは、子ども・子育て支援費9億1,980万円、児童手当・児童扶養手当9億2,220万円となっております。

次に、生活保護費の主なものは扶助費21億6,000万円で、前年度と比べ2,060万円減額となっております。

次に、衛生費の主なものは、各種予防接種委託料1億120万円、各種がん検診、妊婦健診等委託料4,890万円となっております。

討論において、委員から、「生活相談支援センターなどの業務は本来は行政の仕事であり、民間委託せず、直営で行うべきである」、また、「マイナンバー制度においては、個人情報漏えい、紛失、盗難の懸念があり浸透していない。マイナンバーの運用は中止すべきである」などの意見がありました。

次に、特別会計について申し上げます。

初めに、認定第2号平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は50億5,280万円で、歳出決算額は60億220万円で、差引額は9億4,940万円の赤字となっておりますが、単年度収支においては6,440万円の黒字決算となっております。

歳入の主なものは、県単位化に伴い、医療費に対する普通交付金35億5,440万円、また、国民健康保険税8億4,960万円で、前年度と比べ、被保険者数の減少等により4,160万円の減収となっております。

歳出の主なものは、県単位化に伴い、県に納付する国民健康保険事業費納付金11億8,360万円、また、保険給付費35億2,320万円となっております。

討論において、委員から、「保険税は高額であり、市民の暮らしを苦しめ、制度自体の根幹を揺るがしている。公費を投入し、協会けんぽの保険料並みに引き下げるよう求める」との意見がありました。

次に、認定第3号平成30年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は県補助金及び貸付金元利収入等750万円、歳出決算額は繰上充用金等3億4,490万円で、差引不足額は3億3,740万円となっております。

次に、認定第7号平成30年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保険事業勘定の歳入決算額は51億2,390万円、歳出決算額は49億1,170万円で、差引額2億1,220万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金12億3,340万円、支払基金交付金12億2,710万円、また、介護保険料10億2,040万円で、前年度と比べ1,070万円の増収となっております。

歳出の主なものは、要介護者に対して行われたサービスに係る保険給付費37億6,640万円で、前年度と比べ、高齢化進展による認定者増加のため2%程度上昇しております。

また、サービス事業勘定の歳入決算額は4,160万円、歳出決算額は2,800万円で、差引額1,350万円の黒字となっております。

討論において、委員から、「特別養護老人ホームへの入所基準が要介護3以上とされ、軽度者が適切なサービスを受けられずに重症化を招くことがあれば大問題である。よって、入所基準を見直すべきである」との意見がありました。

次に、認定第8号平成30年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は7億9,580万円、歳出決算額は7億7,950万円で、差引額1,630万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料5億7,740万円で、前年度と比べ被保険者数は上昇しているものの、保険料の減額改定により440万円の減収となっております。

歳出の主なものは、事務費及び徴収した保険料として、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金7億7,180万円となっております。

討論において、委員から、「後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を国民健康保険などから切り離し、負担増を押しつけている。制度を廃止し、以前の老人保健制度に戻すべきである」との意見がありました。

次に、認定第10号平成30年度中間市病院事業会計決算認定について申し上げます。

収益的収支では、1億4,870万円の経常損失となっております。

その主な要因は、入院患者及び外来患者の大幅な減少によるものであり、これは常勤医師の退職に伴う影響が大きいものと考えられます。また、病院事業収益は18億5,380万円、病院事業費用は20億1,590万円となっており、単年度収支においては1億6,210万円の純損失となっております。

これにより、前年度繰越欠損金2億7,710万円に当年度純損失を加算した4億

3,920万円が当年度未処理欠損金となっております。

次に、資本的収支での3,060万円の不足額については、繰越損益勘定留保資金等で補填し、なお不足する額は一時借入金をもって措置されております。

討論において、委員から「常勤医師、看護師を含む職員数が11名減少し、入院・外来患者数も軒並み減少している。その結果、非常に厳しい赤字決算となっている。10月中旬には中間市立病院あり方検討委員会において答申が出され、その答申をもとに市立病院の今後のあり方、経営形態の見直し等に反映すると思われるが、迅速な対応を切望する」との意見がありました。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第1号、認定第2号、認定第7号、認定第8号については賛成多数で、認定第3号、認定第10号については全員賛成で原案どおり認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分並びに認定第4号、認定第5号及び認定第9号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、認定第1号平成30年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入の主なものとしては、市営住宅450戸の使用料として土木使用料が7,650万円、中鶴地区建替事業に伴う補助金として土木費国庫補助金が8,910万円、道路・橋梁・住宅等の社会資本の改築・改修事業の補助金として社会資本整備交付金が9,050万円となっております。

次に、歳出の主なものは、総務費では、交通安全対策費において、市内街路灯の電気代及び修繕料、防犯灯LED取替工事等に4,590万円、住宅交通政策費において、中間線運行維持費補助金、中古住宅購入リフォーム補助金等に3,230万円が支出されております。

衛生費では、遠賀・中間地域広域行政事務組合へ、火葬施設、じん芥処理施設、し尿処理施設、組合事務所費の負担金として6億5,730万円が支出されております。

農林水産業費では、農地費において、下大隈水路改良工事等の工事請負費として1,300万円が支出されております。

商工費では、商工業振興費において、チャレンジショップ施設管理委託、商工会議所運営費補助金等に2,490万円が支出されております。

土木費では、道路新設改良費において、橋梁補修設計業務委託等の委託料として2,310万円、大根土団地20号線法面補修工事等の工事請負費として2億810万円

が支出されております。

消防費では、消防施設費において、第3分団格納庫改修工事及び中央3丁目防火水槽漏水改修工事の工事請負費として580万円、石油交付金積立金として370万円が支出されております。

討論において、「石油貯蔵施設立地対策等交付金の基金積み立てについて、白島備蓄基地が福智山断層の延長線上にあることから設備の撤去を求めており、交付金の積み立てについては反対する」との意見がありました。

次に、認定第4号平成30年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成30年度決算においては、100万円の黒字となっております。

歳入の主なものは下水道使用料で、徴収率は97.5%となっております。

歳出の主なものは、中鶴・曙下水処理場等の光熱水費及び修繕料として2,160万円、同下水処理場の維持管理委託料として5,730万円が支出されております。

また、中鶴・曙下水処理場の老朽化による改修費の基金の積立金として10万円が積み立てられており、基金残高は平成30年度末で6,920万円となっております。

次に、認定第5号平成30年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成30年度決算においては、320万円の黒字となっております。

歳入の主なものは下水道受益者負担金及び公共下水道使用料で、徴収率はそれぞれ98.1%、98.6%となっております。

歳出の主なものは、公共下水道建設費におきまして、長津3丁目地内管渠築造工事等の工事請負費として5億9,320万円が支出されております。これにより公共下水道普及率は76.8%に達し、地域下水道を含めると普及率は87.1%となっております。

最後に、認定第9号平成30年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について申し上げます。

まず、利益の処分におきまして、当年度未処分利益剰余金2億5,510万円のうち、建設改良積立金へ1億円を積み立て、残余1億5,510万円を繰り越すものであります。

次に、決算におきまして、収益的収支では7,520万円の純利益となっております。

また、資本的収支では4億4,570万円の不足が生じましたが、当年度分の損益勘定留保金等で全額補填されております。

給水状況につきましては、給水戸数は2万8,873戸で、前年度より180戸の増加となっております。

工事の状況につきましては、浄水汚泥運搬、機器修繕工事等が28件、下水道工事に伴う配水管移設工事等の受託工事が8件、唐戸浄水場施設保全工事等の改良工事が41件行われています。

討論におきまして、「浄水場運転監視業務が委託され、職員の削減が行われているため、技術力の継承を含め、職員の削減について反対する」との意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、認定第1号及び認定第9号については賛成多数で、認定第4号及び認定第5号については全員賛成で原案どおり認定すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

まずは認定第1号平成30年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

ふるさと納税が約5億4,000万円の収入となっていますが、業者払いが約3億7,000万円で、市内住民の他市町村への寄附による税の減額が1,800万円です。結果的には増収とはなっていますが、他市町村もこのような業者への委託を始めますと寄附額は減り、逆に減税額がふえてくると思われます。こうした元来の税制度とは考え方の違う寄附型の納税制度については、これ以上の依存をしないよう求めます。

次に、自衛隊への生活体験研修に12名の新人職員が派遣をされています。その存在に憲法違反の疑いがあり、公務労働に望まれる主体的な対応能力をつけるという点から見て、上官の命令に絶対服従のこのような自衛隊への派遣は問題があります。即刻中止を求めます。

人事評価制度が実施をされていますが、今までの管理職への査定による勤勉手当のプラスマイナスが職員全体に拡大するとの予定ということですが、公務労働に職員相互の競争意識はそぐわないと思います。職員個人のスキルアップの方向に切りかえるべきだと思います。

世界遺産のまちとして多額の予算が組まれています。その経費負担と新たな収入との関係では一方的な支出超過ではないでしょうか。明治以降敗戦までの日本の国家政策には近隣からの厳しい批判の声もあります。このような内容でのこれ以上観光政策として拡大し続けることに反対いたします。もっと住んでいる市民への生活重視の予算に切りかえるべきだと思います。

学校給食の民間委託から直営への復帰を求めます。

学力アップ推進の名のもとに、市独自の学力テストを実施しています。全国的には小学校6年生と中学校3年生のみが対象ですが、中間市では全ての学年でこれを実施しています。このようなやり方は点数競争の弊害を生むだけで、豊かな学力を身につけることにはならないと思います。また、そのような学力テスト対策が他の教育活動に負の影響を与えているとも聞いています。教員にも過度な負担となっています。即刻中止を求めます。

生活困窮者自立支援事業をNPO法人に委託していますが、元来は行政が直接やるべき業務であります。このような民間委託には反対をいたします。

個人番号制度の推進が図られていますが、個人番号カードは個人情報の漏えいやカードの紛失や盗難の危険性があります。マイナンバー制度の運用そのものをやめるべきだと思います。

石油備蓄施設立地対策交付金を受け取り基金積み立てがなされていますが、石油備蓄基地の存在そのものが中間市にとっては非常に危険です。福智山断層が全国の危険主要活断層に格上げをされています。この活断層の延長線上に白島備蓄基地があります。備蓄基地から交付金を受けるより、撤廃を求めるべきだと思います。

次に、認定第9号平成30年度中間市水道事業特別会計利益の処分及び決算認定について反対をいたします。

水道事業は市民の命にかかわる大変公共性の高い業務であります。浄水場運転監視業務委託が続き、職員の削減も行われています。技術力の継承も含め、反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

認定第2号平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

高過ぎる国民健康保険税は、市民の暮らしを苦しめているだけではなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。全国知事会などは、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料が高く負担が限界になっていることを、国保の構造問題だとしています。公費を投入し、協会けんぽの保険料並みに引き下げよう求めます。

認定第7号平成30年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

特別養護老人ホームへの入所条件を要介護3以上にするなど、社会保障削減ありきで大問題です。軽度者が必要なサービスを利用できなくなれば、早期に適切な支援が受けられなくなり、重症化を招きます。介護保険料を負担しながら、いざというとき使えない制度では国民の信頼は得られません。入所基準を戻すべきです。

認定第8号平成30年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで負担増を押しつけるものです。差別と負担増の制度を廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきです。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号から認定第10号までの平成30年度各会計認定10件を順次採決いたします。

議題のうち、まず認定第1号平成30年度中間市一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号平成30年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号平成30年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号平成30年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号平成30年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号平成30年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号平成30年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号平成30年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は原案可決及び認定すべきであるとするものであります。本案は、委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、認定第9号は委員長の報告のとおり原案可決及び認定されました。

次に、認定第10号平成30年度中間市病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第10号は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第11. 第37号議案

日程第12. 第38号議案

日程第13. 第39号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第11、第37号議案から日程第13、第39号議案までの補正予算3件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第37号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第2号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入において、普通交付税及び臨時財政対策債が決定したことによりその額を補正するものが主な内容となっており、歳入歳出それぞれ9,406万8,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ188億2,957万8,000円とするものです。

まず、債務負担行為補正として、オープン系システム賃借料を計上しております。前年度も同じ内容の債務負担行為を計上していましたが、予算執行に至らなかったため再度計上するものです。なお、債務負担行為の期間は令和2年度から令和6年度までで、限度額は3億300万円としております。また、消費税及び地方消費税の引き上げに伴うものとして、現在設定している債務負担行為のうち、契約金額が変更になるものについて、市税等納付書読取機賃借料を初め8件、限度額合計320万円を追加計上しております。

次に、地方債補正として、出原ポンプ場ポンプ取替事業として、緊急自然災害防止対策債2,300万円を新たに借り入れることとしております。また、臨時財政対策債の決定

に伴い、730万円の減額となっております。

歳出の主なものにつきましては、教育費において、幼稚園の利用料を無償化する経費として8,440万円、幼稚園の副食費の補助として490万円、小学生及び中学生の新入学学用品費を入学後支給から入学前支給に変更するための経費として1,080万円、県からの委託事業である鍛ほめプロジェクトのための経費として60万円を計上しております。また、私立幼稚園への就園を奨励する制度から幼稚園の利用料を無償化する制度に移行したことに伴い、私立幼稚園就園奨励費補助金を4,110万円減額しております。

歳入の主なものとしたしましては、普通交付税が30万円、減収補填特例交付金110万円、幼稚園の利用料の無償化に伴う国庫及び県負担金6,330万円、幼稚園の副食費に対する国庫及び県負担金320万円、スクールソーシャルワーカー配置事業県補助金90万円、県より委託された鍛ほめプロジェクトのための県委託金60万円、森林環境譲与税基金繰入金160万円をそれぞれ計上する一方、財政調整基金繰入金を8,420万円減額しております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第37号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第38号議案、第39号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第37号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入については、保育所等の利用料無償化に伴い、私立分保育料徴収金2,100万円が減額され、国及び県の負担金5,090万円、県補助金1,420万円が増額されております。

また、介護保険料の負担軽減に伴い、国及び県の負担金1,190万円、個人番号カード交付事務に係る国庫補助金20万円が増額されております。

次に、歳出については、総務費の戸籍住民基本台帳費において、個人番号カードの普及促進を図るため、タブレット端末及びモバイルプリンターの購入費20万円が追加計上されております。

また、民生費の児童福祉費において、子育て世帯を応援するための保育所等の利用料を無償化する経費2,650万円、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金

120万円が追加計上されております。

討論において、委員から、「マイナンバー制度は、政府が個人に番号をつけ、他分野の情報をひもづけすることで情報が漏れ流出する危険性が高い。そのため、プライバシー権侵害でもあるマイナンバー制度は中止するべきである」、また、「保育料無償化において、副食費は引き続き負担となり、保育所に新たな徴収義務を強いることが問題である。給食は保育の一環であるため、給食費を無償とすることを求める」などの意見がありました。

次に、第38号議案令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）について申し上げます。

消費税及び地方消費税の税率が10月1日から引き上げられることに伴い、債務負担行為の限度額に変更が生じるIaaSサービス利用料及び市町村事務処理標準システム印刷機保守委託料2件分について増額補正されております。

次に、第39号議案令和元年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

保険事業勘定の歳入については、平成30年度事業における介護給付費の確定に伴う支払基金交付金980万円、職員人件費の振替調整に伴い、国、県及び支払基金の地域支援事業交付金330万円が増額され、一般会計繰入金580万円が減額されております。

また、歳出補正に伴う財源調整として、前年度繰越金3,760万円が追加計上されております。

次に、歳出については、平成30年度事業における介護給付費の確定に伴う償還金として、国及び県の返還金5,850万円、地域支援事業費の確定に伴う償還金として、国及び県の返還金170万円が増額されております。

次に、介護サービス事業勘定の歳入については、居宅支援サービス計画費収入420万円が追加計上されております。

次に、債務負担行為補正として、第8期中間市高齢者総合保健福祉計画策定支援業務委託料が追加計上されており、期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額は570万円となっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第37号議案については賛成多数で、第38号議案、第39号議案については全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第37号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第2号）のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審

査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

歳出につきましては、農林水産業費において、本年度から国産木材の使用促進を目的とする森林環境譲与税が創設されましたことに伴い、市民ホールの一部にお年寄りの方や車イスの方に負担が少ない木製ローカウンターを設置するための経費として160万円が計上されております。

最後に、採決しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

第37号議案令和元年度中間市一般会計補正予算について反対討論を行います。

個人番号カードですが、政府が国民一人一人に生涯変わらない番号をつけ、他分野の個人情報をもつづけして利用できるようにすること自体、プライバシー権の危険を持つ重大な問題です。一度漏れた情報は流通・売買され、取り返しがつかなくなります。戸籍事務とマイナンバー制度を結びつけるのは重大な侵害を引き起こす恐れがあります。戸籍には、婚姻、離婚、親子、養子など、出自にかかわる大事な情報が含まれているからです。国民にマイナンバーカードを押しつけるやり方はやめるべきです。

子ども・子育て支援交付金ですが、保育料無償化の対象から副食費が外され、保育所に新たな徴収義務を強いることは問題です。給食は保育の一環であり、教育・保育給付に含めるのは当然のことです。給食費は無償とすることを求めます。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより第37号議案から第39号議案までの補正予算3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第37号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第37号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、第38号議案令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第38号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第39号議案令和元年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第39号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14. 第40号議案

日程第15. 第41号議案

日程第16. 第42号議案

日程第17. 第43号議案

日程第18. 第44号議案

日程第19. 第45号議案

日程第20. 第46号議案

日程第21. 第47号議案

日程第22. 第48号議案

日程第23. 第49号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第14、第40号議案から日程第23、第49号議案までの条例改正10件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第41号議案、第42号議案、第43号議案及び第45号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申

し上げます。

初めに、第41号議案中間市職員定数条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が創設され、来年4月1日から施行されることに伴うものです。

条例の改正内容といたしましては、中間市職員定数条例その他、本市の関係条例について、会計年度任用職員に係る規定を加える等の改正を行うものです。

なお、条例の施行日につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行日に合わせ、令和2年4月1日となっております。

討論において、「非正規職員について、正規職員との同一の基準化を図るのであれば、差別的な職員任用をやめ、全て正規職員化を目指すべきであり、反対する」との意見がありました。

次に、第42号議案中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、国会において、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法の一部が改正され、本年12月14日に施行されることに伴うものです。

条例の改正内容といたしましては、地方公務員法において、成年被後見人及び被保佐人の人権を尊重し、不当に差別されないよう、地方公務員の欠格条項から成年被後見人等に係る規定が削除されましたことから、条例におきまして、これに該当した場合における失職に係る取り扱いを定める規定を削除するものです。

なお、条例の施行日につきましては、地方公務員法の一部改正の施行日に合わせ、令和元年12月14日となっております。

次に、第43号議案中間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、中間市職員としての一層の自覚と非違行為の抑止効果を高めることを目的とするものです。

条例の改正内容といたしましては、現在、条例において、減給及び停職の期間の上限を6カ月と規定しておりますが、国及び県が規定する期間の上限に合わせ、その上限を1年に変更するものです。

なお、条例の施行日につきましては、令和2年1月1日となっております。

次に、第45号議案中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する

法律施行令が改正され、本年8月1日から施行されたことに伴うものです。

条例の改正内容といたしましては、まず、償還金の支払猶予、償還免除、報告等について、条例で引用する法及び政令の条項を改めるものです。また、法において、市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとするされましたことから、当該合議制の機関として、災害弔慰金等支給審査委員会を設置するものです。また、このことに伴い、附則において、中間市特別職職員の給与等に関する条例を改正し、災害弔慰金等支給審査委員会の委員の報酬に関する規定を加えるものです。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日となっております。

討論において、「弔慰金ではなく、給付金という形で交付するべきである」という意見がありました。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第41号議案については賛成多数で、第42号議案、第43号議案、第45号議案については全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第40号議案及び第47号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第40号議案中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、住民基本台帳法施行令等の一部が改正されたことに伴うものです。

改正の内容としましては、婚姻等で氏に変更があった場合でも、申し出により、従来の氏を住民票に併記することができるようになったことから、印鑑登録に関しても、住民票に旧氏の記載がある方については、旧氏での印鑑登録を認めるものです。

なお、施行日については、令和元年11月5日となっております。

次に、第47号議案中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴うものです。

改正の主な内容としましては、保育所、認定こども園等において、保育料が無償になる3歳児クラス以上の児童に対し、保護者から受領する費用として、主食費に加え、副食費が設けられたこと。

次に、特定地域型保育事業者による保育の提供が終了した満3歳以上の児童に対して、必要な教育または保育を継続的に提供できるよう、令和2年3月31日まで猶予期間を設

け、連携施設の確保を義務づけておりますが、連携協力を行う者として、小規模保育事業A型事業者等を認め、特定地域型保育事業者のうち、特定保育所型事業所内保育事業者を除き、当該猶予期間をさらに5年延長すること等です。

なお、施行日については、令和元年10月1日となっております。

討論において、委員から「保育料無償化において、副食費が引き続き負担となることが問題である。保育は子どもの成長に寄与するものであり、給食もそれに含まれるものと考え、主食費、副食費も無償にすべきである」との意見がありました。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第40号議案については全員賛成で、第47号議案については賛成多数で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第44号議案、第46号議案、第48号議案及び第49号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第44号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、消費税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が本年5月24日に公布され、同政令に規定する手数料の額が見直されたことに伴うものであります。

改正の内容といたしましては、政令の改正により、特定屋外タンク貯蔵室等の設置の許可の申告に係る審査の手数料の基準額が引き上げられましたことから、本市においても、これと同額に手数料を引き上げるものとなっております。

討論において、「消費税の増税による手数料の増額については反対だが、市内に対象となる施設がないため賛成する」との意見がありました。

なお、条例の施行日につきましては、政令の施行日に合わせて、令和元年10月1日となっております。

次に、第46号議案中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、現在実施されている中鶴地区建替事業において、中鶴改良住宅から中鶴更新住宅へ建て替えを行うに当たり、条例で定める児童遊園のうち、中鶴1区児童遊園の敷地を利用することから、当該児童遊園を廃園とするものであります。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日からといたしております。

次に、第48号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、現在実施している中鶴地区建替事業により、更新住宅1期が建設さ

れており、市営住宅の区分の一つである更新住宅が新設されることに伴うものであります。

改正の主な内容といたしましては、更新住宅の新設に伴い、更新住宅の設置、定義、入居資格等に係る規定を設けるものです。

なお、条例の施行日につきましては、更新住宅1期の竣工予定が今月末であり、来月から入居対象者が順次入居する予定であることから、令和元年10月1日となっております。

次に、第49号議案中間市消防団条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法の一部が改正され、本年12月14日に施行されることに伴うものであります。

改正の内容といたしましては、地方公務員法の改正により、欠格条項から成年被後見人等に係る規定が削除されることから、当該条例におきましても、消防団員の欠格条項から成年被後見人等を削除するものであります。

なお、条例の施行日につきましては、令和元年12月14日となっております。

最後に、採決いたしました結果、第44号議案、第46号議案、第48号議案、第49号議案、全て全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどを申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党、田口澄雄です。第41号議案中間市職員定数条例等の一部を改正する条例案に、反対意見を申し上げます。

地方自治法と地方公務員法の改正により、来年の4月1日より一般職との同一の基準化を図るということで、新たに会計年度任用職員の制度を開始するものです。

しかし、正規職員との同一の基準を言うのなら、このような差別的な職員任用はやめて、正規の職員化を目指すべきです。日本が世界からも空白の20年と呼ばれ、これが今30年になろうとしています。GDPが他の国が大幅にふやしている中で、唯一マイナスを続けている背景には、このような差別的な労働制度の推進という問題があります。少なくとも公務労働まで実施する内容ではない、そういう制度ではないと思います。以上により、反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありますか。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

第47号議案中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

保護者が負担していた利用料に含まれる副食費は、無償化の対象外として別途徴収されることは問題です。保育は子どもの成長に寄与するものであり、給食も含まれるものと考えます。無償化というのであれば、これまでの保育園の食育を評価する立場からも、文字どおり主食費を含めて無償にするべきです。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第40号議案から第49号議案までの条例改正10件を順次採決いたします。議題のうち、まず第40号議案中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第40号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第41号議案中間市職員定数条例等の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第41号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第42号議案中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第42号議案は、委員長の報告のとおり可決されまし

た。

次に、第43号議案中間市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第43号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第44号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第44号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第45号議案中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第45号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第46号議案中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第46号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第47号議案中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第47号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、第48号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第48号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第49号議案中間市消防団条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第49号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24. 第50号議案

日程第25. 第51号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第24、第50号議案及び日程第25、第51号議案の条例制定2件を一括議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長(中野 勝寛君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第50号議案及び第51号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第50号議案中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について申し上げます。

今回の条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が来年4月1日から創設されることから、会計年度任用職員に係る給与、費用弁償及び期末手当の支給等について定めるものです。また、規則につきましては、県、他市町村と同様に本年度中に制定する予定です。

なお、条例の施行日につきましては、法律の施行日に合わせ、令和2年4月1日としております。

討論において、「正規職員と非正規職員の差別化を図るような採用制度については反対

する」という意見がありました。

次に、第51号議案中間市森林環境譲与税基金条例について申し上げます。

今回の条例は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境譲与税を積み立て、運用するための基金を設置するものでございます。

条例の主な内容としては、平成31年度税制改正により国において創設されました森林環境税及び、その一部が市町村に譲与される森林環境譲与税について、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定により、森林環境譲与税の総額を森林の整備及び促進に関する施策に充てなければならないとされていることから、その用途及び収支の管理を目的として、地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、中間市森林環境譲与税基金を設置し、その管理及び処分に必要な事項を定めるものです。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第50号議案については賛成多数で、第51号議案については全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

この50号議案につきましては、先ほどの41号議案と同様の内容でありますので、同趣旨から反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第50号議案及び第51号議案の条例制定2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第50号議案中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第50号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、第51号議案中間市森林環境譲与税基金条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第51号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26. 第52号議案

日程第27. 第53号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第26、第52号議案及び日程第27、第53号議案の市道路線2件を一括議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第52号議案及び第53号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第52号議案中間市道路線の廃止につきまして申し上げます。

今回廃止される路線は、中鶴31号線、中鶴35号線及び中鶴36号線の3路線でございます。

この路線につきましては、現在実施されている中鶴地区建替事業による中鶴更新住宅への建て替えに当たり、既存の改良住宅解体後の用地と当該路線を合わせた用地が更新住宅2期の建設予定地になっていきますことから、一般交通の用に供する必要がなくなるため、廃止するものでございます。

次に、第53号議案中間市道路線の変更について申し上げます。

今回変更になる路線は、中鶴30号線の1路線でございます。

この路線につきましては、当該路線の一部が中鶴地区建替事業における中鶴更新住宅2期の建設予定地となっていることから、幅員、実延長を変更するものとなっております。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、第52号議案及び第53号議案の市道路線2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第52号議案中間市道路線の廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第52号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第53号議案中間市道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第53号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28. 意見書案第9号

日程第29. 意見書案第10号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第28、意見書案第9号及び日程第29、意見書案第10号の意見書案2件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。中尾淳子さん。

○議員（9番 中尾 淳子君）

公明党の中尾です。意見書案2件につき、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書案について申し上げます。

東京池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も、高齢運転者による事故が続いています。

近年、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立ちます。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保持者が、2022年には663万人に膨らむと推計しています。

こうした状況を踏まえ、国は17年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけました。高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは、待ったなしの課題です。

生活の足として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの移動手段の確保も、重要な取り組みであります。

政府におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、次の事項について早急に取り組むことを求めます。

1、自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、安全運転を支援する装置を搭載した安全運転サポート車や、後づけのペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入時支援を検討すること。

2、高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた安全運転サポート車に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付きの運転免許の導入を検討すること。

3、免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院など困らないよう、コミュニティバスやデマンド型乗り合いタクシーの導入など、地域公共交通ネットワークのさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

次に、太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書案について、提案理由を申し上げます。

台風15号の防風により甚大な被害を受けました千葉県では、いまだに多くの地域で停電や断水が長期化し、日を追うごとに深い傷跡が判明しています。いまだに復旧の見込みが立たない状況です。

このような近年の異常気象による災害は、地球温暖化が原因と考えられます。温暖化に最も影響のあるCO₂の削減を、先進国から途上国まで全ての国が参加し、地球温暖化対策について議論をし、温室効果ガス、CO₂などの排出量を今世紀後半に実質ゼロにすることを目指すことが採択されたのがパリ協定です。

このパリ協定の枠組みのもと、エネルギー安全保障等の観点から、太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされています。

このような取り組みを進めていく中で、再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度があります。これは、太陽光発電などで発電した電気が、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。固定価格買取制度の施行以降、導入量

が着実に増加している一方、一部の地域では、防災、景観、環境面での地域住民の不安や、買い取り期間終了後に太陽光パネルが放置されるのではないかとの懸念が生じています。

今後、こうした不安や懸念を払拭しつつ、地域と共生する形で再生可能エネルギーの導入をさらに促進する観点から、太陽光発電の適切な導入に向けて、次のとおり要望します。

1、再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については地域住民への事前説明を発電事業者が義務づけるとともに、その具体的な手続を事業計画策定ガイドラインに明記するなど、地域住民との関係構築のために必要な取り組みを行うこと。

2、太陽光発電設備が災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、急傾斜地以外の斜面に設置される場合も含め、太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直しを早急に行うこと。

3、発電事業終了後に太陽光発電設備の撤去及び適正な処分が確実に行われるよう、発電事業者による廃棄費用の積み立ての仕組みや、回収された太陽光パネルのリサイクルの仕組みの確立に向けた取組を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

皆様のご賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

意見書案第10号太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書案に対して、日本共産党議員団を代表しまして賛成討論をいたします。

ただし、再生可能エネルギーの特別措置法に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については、地域住民への説明責任を発電所側に義務づけていますが、説明だけではなく、一歩進めて合意を得ることが必要ではないかと思えます。しかし、全体としては、この内容については前向きな意見書と判断いたしますので、意見を付しての賛成といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、意見書案第9号高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第10号太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第30. 意見書案第11号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第30、意見書案第11号介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第11号介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書案について、提案理由の説明を行います。

中間市を初め、全国的にも高齢化が進む中、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。全国労働組合総連合が実施をしました介護施設で働く労働者のアンケート2014年では、介護施設の労働者の賃金が、全産業の賃金よりも9万円も低くなっています。介護の仕事をやめたいと考えたことがある人は57.3%にも達し、そのやめたい理由は、「賃金が安い」44.7%、「仕事が忙し過ぎる」39.6%、「体力が続かない」30.1%となっています。「十分なサービスができていない」は回答者の4割近くに上り、その理由として、「人員が少なく業務が過密」が約8割と群を抜いています。低賃金・過重労働の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態となっています。

介護の社会化を合い言葉にスタートした介護保険制度。たび重なる改正によって、その本質である利用者本位は失われ、同時に介護の専門性も奪われようとしています。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は、国の責任で行われるべきです。しかし、現実には、職員体制の充実は事業所の努力によって委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには、介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項によって国に要望いたします。

1、介護従事者の賃金の底上げを図り、安全・安心の介護体制を確保するため、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（特定最低賃金）を新設すること。

以上であります。

皆さんの賛同をお願いし、私の提案理由を終わらせていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第11号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書案に対する反対討論を行います。

ご存じのように、特定最低賃金は、特定の産業または職業について設定されている最低賃金のことです。関係労使の申し出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別の最低賃金よりも高い水準を定めることが必要と認められた場合に設定されるものです。

厚生労働省のホームページによると、平成31年3月現在、229件が設定されております。意見書案では、全国を適用地域とした介護従事者の最低賃金の新設を求めておられますが、現在、全国を適用地域として設定されている特定最低賃金は、229件中ただ1件のみであります。それは、鉱業法第3条に規定する石灰岩などの鉱石を採掘する事業所において、坑内作業に従事する労働者に対し、一日5,772円の最低賃金が設定されているものであり、介護従事者への適用は向かないのではないかと考えます。

先ほども申しましたが、特定最低賃金は関係労使の申し出が大前提であり、労使間の合

意がない創設はできません。また全国を適用地域とするということは、地方の利用者にとっては負担が大きいこととなります。そうなれば、介護施設を経営する人が少なくなり、地方の雇用が減ることにもつながりかねません。しかしながら、介護従事者の賃金が低いという問題を抱えているのは事実であります。これは国の加算制度を利用し、改善していくことが妥当と考えております。

以上の理由から、本意見書案には反対といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。安田明美さん。

○議員（11番 安田 明美君）

福祉クラブの安田明美でございます。意見書案第11号に対して、意見を付して賛成討論をいたします。

国内の高齢化は年々増加し続けており、団塊の世代が75歳を超える2025年までに、65歳以上の人口は3,657万人、全体の30%を占めます。75歳以上の方は2,179万人、18%が見込まれており、4人に1人が75歳以上という超高齢化社会が到来し、これまで国を支えてきた団塊の世代が給付を受ける側となり、医療・介護・福祉サービスへの需要が高まると予測されております。この需要を支える介護従事者は、全国的に離職が相次ぎ、求人をしてもらっても応募のない状況であり、人員基準をぎりぎりまで運営している施設や事業所も増加しております。

国は、減少する介護従事者に対し、賃金面での支援策として、介護職員処遇改善加算の導入を実施しており、また、外国人介護労働者の雇用にも取り組んでおりますが、抜本的な介護離職対策につながっておりません。特定最低賃金の新設をすることにより、介護保険全体の給付費が増大し、70歳以上の介護保険料が引き上げられることが懸念されますが、まず人材の確保や体制を強化することが今は第一であると考えておりますので、意見を付して賛成といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

意見書に対しての賛成意見を申し述べます。

一つは、介護保険の今の状況ですけれども、介護保険労働者、賃金が最賃ぎりぎりです。そういう中で、介護保険から他の業種に移行する人々も相当出ていますし、地域間の格差もありますので、地域、特に地方から東京等への転出も出ております。福岡県も特にその顕著な例でして、2025年の介護労働者は、大体今、想定では1万人を不足すると言われております。こうした高齢化社会に備えるために絶対必要な介護労働者の数が、業種間でも流れ、地域間でも流れ、非常にひどい状況になろうとしています。

先ほどは、事業者の負担がふえるということを言いましたけれども、私たちが意見書と

して要求しているのは、事業者負担をふやす前に、国としての対応をしろという要求であります。日本の場合は中小企業への支援が非常に低くて、4年間で140億ぐらいの支援しかしない中で、アメリカや諸外国では何千億ものそうした支援が当たり前であります。そうしたことも考えると、今、国が先を挙げて、こうした高齢化社会に備える具体的な事例として、こういった対策をとることが大事ではないかというそういう思いから、この意見書案には賛成をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第11号介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第31. 意見書案第12号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第31、意見書案第12号日米地位協定の抜本改定を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

意見書案第12号日米地位協定の抜本改定を求める意見書案について、提案理由を申し上げます。

全国知事会は昨年7月に、日米地位協定の抜本改定を含む米軍基地負担に関する提言を、全会一致で採択いたしました。保守革新といろいろある知事の中で、全会一致で採択されたことは画期的なことでもあります。

もともと日米の地位協定は、サンフランシスコ講和条約の締結と同日に、日本の国会にも諮らず、講和条約出席の日本代表のほとんどが反対をする中、吉田茂代表の一任で決められた日米安全保障条約とセットのものであります。アメリカは安保条約の中に公文として入れることを主張しましたが、余りにも日本にとっては一方的で屈辱的な内容のため、国会に諮らずに済む行政協定という形をとりました。これがほとんど60年安保時に引き継がれ、名前を地位協定へと変更されたものです。

その問題点は、大きく言って三つあります。

一つは、全土基地方式です。米軍が必要と要求すれば、日本のどの区域でも施設でも、日本は米軍にそれを提供しなければなりません。

第2は、米兵による犯罪や事故の裁判権が米軍に握られ、日本の主権が大幅に侵害されていることです。旧安保条約が発行した1952年から2017年9月まで、21万件を超える事件・事故があり、日本人の死者は1,092人にも及びます。これに対して、一方的に日本側の払った賠償金は92億円にもなります。なお、この中に本土復帰前の沖縄は含まれていません。

第3は、国民生活のあらゆる分野にわたって米軍の特権が保証され、密約まで存在していた事実であります。土地代はただ、税金は消費税まで全て免除、高速道路も乗り放題、日本の国内法の適用も除外されています。まさに至れり尽くせりであります。

こうした実態は、日本以外の国にはありません。余りにも主権国家として嘆かわしい状況と言わなければなりません。地方自治体の長である県知事がこぞって改定を求めるのには、それぞれにわけがあります。アメリカが日本を守ってくれるからという口実がまことしやかにささやかれています。そのことについても、なぜ他国にそこまでする必要があるのかという米国の議会での質問に対し、議会での答弁では、アメリカに置くより日本に置くほうがずっと安上がりだからというのが、一番説得力のある答弁であります。

こうした屈辱的な国家としてのあり方に終わりを告げるためにも、そして、アメリカとは対等につき合っていくためにも、地位協定の抜本改定を求めるものであります。

議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第12号については、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第12号日米地位協定の抜本改定を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第32. 意見書案第13号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第32、意見書案第13号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

日本共産党の田中多輝子でございます。意見書案第13号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案について、趣旨説明を行います。

人間は誰でも加齢とともに高い音から徐々に聞こえにくくなり、そして聞こえない音が出てきて、70歳以上の半数に難聴があるとされています。難聴は認知症のリスクになります。言葉が聞こえにくくなると認知機能が低下し、コミュニケーションにも支障が出て、社会的に孤立することで認知症のリスクが高まります。難聴になったら、なるべく早い段階での補聴器の使用が、聞こえの改善にとって大切です。

しかし、補聴器は、購入者の平均金額が15万円と高額で、50万円するものもあります。補聴器購入の公的補助は、障害者手帳を持つ重度の難聴者に限られており、年金暮らしの高齢者には手が届きません。

2017年7月、国際アルツハイマー病会議において、ランセット国際委員会が、難聴は認知症の最も大きな危険因子であると指摘しました。厚生労働省による認知症施策推進総合戦略においても、認知症のリスク要因として難聴が挙げられています。つまり、補聴器をつけるなどして、加齢性難聴に対し適切な聞こえを維持して脳を活性化し、家族や友人との会話を楽しんでいけば、認知症を予防したり、発症をおくらせる可能性が高いわけです。

WHO世界保健機関では、中等度である41デシベルから補聴器装用を推奨しています。41デシベルというのは、時々人の言うことが聞こえない、音域によっては聞き取れないというレベルです。難聴はそのままにしておくと、年齢とともに音の認識が保てず、認識できない音がふえていってしまうのです。特に補聴器は、ほかの補装具に比べてかなりの高額であり、公的支援は欠かせません。中には、価格が高いために諦めてしまい、ほとんど聞こえないまま過ごしている方もいます。難聴の人の補聴器使用率は日本では14%なのに対し、イギリスは47%、フランス41%、ドイツ37%、アメリカ30%と、日本とはかなりの開きが出ています。欧米では難聴を医療のカテゴリーで捉え、補助制度があるのに対し、日本では障がい者のカテゴリーで捉えているため、補聴器所有率が圧倒的に

低くなっています。

国に補聴器購入費用の助成を求める意見書採択が急増しています。2018年12月、兵庫県議会で全会一致で採択されてから、短期間で次々に採択され始めています。既に福岡県を初め、ほとんどの県で軽度・中等度の子どもに対して、補聴器購入費の助成制度が始められています。補聴器のさらなる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、介護費用・医療費の抑制にもつながります。加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設するよう要望いたします。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第13号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第13号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立小数であります。よって、意見書案第13号は否決されました。

日程第33. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第33、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、山本慎悟君及び井上太一君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。
よって、令和元年第3回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 山 本 慎 悟

議 員 井 上 太 一

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員